

家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付けを支援します

大規模地震が発生した際の家具等の転倒事故を防ぐため、家具転倒防止器具等の設置が困難な世帯に対し、ご自宅への家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付けを支援しています。

対象者

区内在住で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

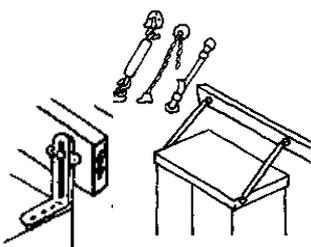
- ①ひとり親世帯・・・未就学児のいるひとり親世帯の方
- ②高齢者・・・満65歳以上の方
- ③障害者・・・身体障害者手帳1～2級の方・愛の手帳1～3度の方

支援内容

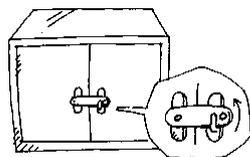
家具転倒防止器具・・・14,500円まで（タンス約3棹分）

ガラス飛散防止フィルム・・・17,500円まで（たたみ約1畳分）

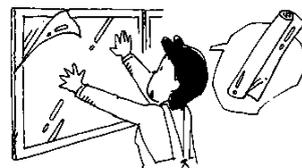
取付け例



タンス固定



扉開防止器具



ガラス飛散防止フィルム



突っ張り棒



問合せ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

①ひとり親世帯・・・防災課（5階） 03-5608-6206

②高齢者向け・・・高齢者福祉課（4階） 03-5608-6168

③障害者向け・・・障害者福祉課（3階） 03-5608-6163

※申請書は区役所（本庁舎、出張所）・高齢者支援総合センターで配布しているほか、区ウェブサイトからダウンロードも可能です。

取付けまでの流れ

申請

- 申請は1世帯につき1回限りとなります。ただし、「転居」「リフォーム」「建替え」のいずれかを理由として再取付けを要する場合は再申請をすることができます。
- ガラス飛散防止フィルムは、ガラスの種類によって、取付けができない場合があります。
- 家具転倒防止器具とガラス飛散防止フィルムの両方の申請も可能です。
- 直接ネジで固定するため、壁に穴を開ける場合があります。そのため、借家の方は家主の承認が必要になる場合があります。（突っ張り棒で穴等を開けずに固定する方法もあります）
- 承認が得られない場合、可能な範囲内で取付けを行いますので工事業者にご相談ください。

調査

- 区が契約している業者が訪問調査を行い、上限の範囲内で見積りを行います。
- 訪問業者は次のどちらかになります。申請者あてに業者から連絡いたします。
 - すみだ建築センター 03-3614-3806
 - すみだシルバー人材センター 03-3616-5048

工事

- 申請者が見積り内容に同意後、業者が工事を行います。
- 上限を超える取付けを希望の場合は、工事業者に相談のうえ、自己負担により取付けをお願いします。



より詳しい情報は、墨田区公式ウェブサイトを確認ができるよ！



区公式ウェブサイトQRコード